



第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-13 かじ取装置</p> <p>7-13-1 性能要件</p> <p>7-13-1-1 テスタ等による審査</p> <p>四輪以上の自動車（諸元表等により審査した際に、UN R79-03 の5.及び6.に適合することが明らかなものを除く。）のかじ取装置は、かじ取車輪の横滑り量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横滑り量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。</p> <p>ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合であっても、この限りでない。（保安基準第11条第1項関係、細目告示第13条第1項第1号関係、細目告示第91条第1項第1号関係）</p> <p>7-13-1-2 視認等による審査</p> <p>自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第11条第1項関係、細目告示第13条第1項関係、細目告示第91条第1項関係）</p> <p>① 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第13条第1項第1号関係、細目告示第91条第1項第1号関係）</p> <p>ア ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取リンクに損傷があるもの（細目告示第13条第1項第1号イ関係、細目告示第91条第1項第1号イ）</p> <p>イ アの各部の取付部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるもの（細目告示第13条第1項第1号ロ、細目告示第91条第1項第1号ロ関係）</p> <p>ウ かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの（細目告示第13条第1項第1号ハ、細目告示第91条第1項第1号ハ）</p> <p>エ 給油を必要とする箇所に所要の給油がなされていないもの（細目告示第91条第1項第1号ニ）</p> <p>オ かじ取フォークに損傷があるもの（細目告示第13条第1項第1号ニ、細目告示第91条第1項第1号ホ）</p> <p>カ ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの（細目告示第13条第1項第1号ホ関係、細目告示第91条第1項第1号ヘ）</p> <p>キ かじ取装置のダスト・ブーツに損傷があるもの（細目告示第13条第1項第1号ヘ関係、細目告示第91条第1項第1号ト）</p> <p>ク パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの（細目告示第13条第1項第1号ト関係、細目告示第91条第1項第1号チ）</p> <p>ケ パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み又は損傷があるもの（細目告示第13条第1項第1号チ関係、細目告示第91条第1項第1号リ）</p>	<p>8-13 かじ取装置</p> <p>8-13-1 性能要件</p> <p>8-13-1-1 テスタ等による審査</p> <p>四輪以上の自動車のかじ取車輪は、かじ取車輪の横滑り量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横滑り量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。</p> <p>ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合であっても、この限りでない。（保安基準第11条第1項関係、細目告示第169条第1項第1号関係）</p> <p>8-13-1-2 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第11条第1項関係、細目告示第169条第1項関係）</p> <p>① 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第169条第1項第1号関係）</p> <p>ア ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取リンクに損傷があるもの（細目告示第169条第1項第1号イ）</p> <p>イ アの各部の取付部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるもの（細目告示第169条第1項第1号ロ関係）</p> <p>ウ かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの（細目告示第169条第1項第1号ハ）</p> <p>エ 給油を必要とする箇所に所要の給油がなされていないもの（細目告示第169条第1項第1号ニ）</p> <p>オ かじ取フォークに損傷があるもの（細目告示第169条第1項第1号ホ）</p> <p>カ ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの（細目告示第169条第1項第1号ヘ）</p> <p>キ かじ取装置のダスト・ブーツに損傷があるもの（細目告示第169条第1項第1号ト）</p> <p>ク パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの（細目告示第169条第1項第1号チ）</p> <p>ケ パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み又は損傷があるもの（細目告示第169条第1項第1号リ）</p>

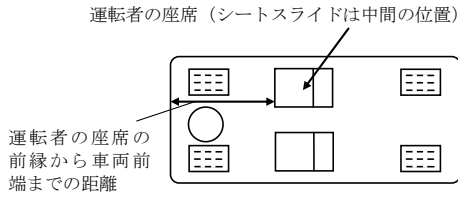
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>コ 溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行った部品を使用しているもの（細目告示第91条第1項第1号ヌ）</p> <p>② かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。 この場合において、パワ・ステアリングを装着していない自動車（最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）であって、かじ取車輪の輪荷重の総和が4,700kg以上であるものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第13条第1項第2号、細目告示第91条第1項第2号）</p> <p>③ かじ取装置は、かじ取時に車わく、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。（細目告示第13条第1項第3号、細目告示第91条第1項第3号）</p> <p>④ かじ取ハンドルの回転角度とかじ取車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相異がないこと。（細目告示第13条第1項第4号、細目告示第91条第1項第4号）</p> <p>⑤ かじ取ハンドルの操だ力は、左右について著しい相異がないこと。（細目告示第13条第1項第5号、細目告示第91条第1項第5号）</p>	<p>コ 溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行った部品を使用しているもの（細目告示第169条第1項第1号ヌ）</p> <p>サ UN R79 に定める自動命令型操舵機能を備える自動車にあつては、当該機能を損なうおそれのある損傷等のあるもの</p> <p>② かじ取装置は、かじ取時に車わく、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。（細目告示第169条第1項第3号）</p>
<p>7-13-1-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-03の5.及び6.に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-03 に定める自動命令型操舵機能（2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.及び2.3.4.1.4.を除く。）については、5.6.の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-03の5.及び6.に適合するものとみなす。（細目告示第13条第2項関係、細目告示第91条第2項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づきかじ取装置について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置</p> <p>(2) 7-13-1-1により審査した際に適合するかじ取装置は、自動命令型操舵機能及び補正操舵機能に係る部分を除き(1)③に定める「これに準ずる性能を有するかじ取装置」とする。</p> <p>(3) 自動車（次に掲げるものを除く。）のかじ取装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R12-04-S5の5.（5.5.を除く。）及び6.に適合するものでなければならない。</p>	<p>(2) 自動車（次に掲げるものを除く。）のかじ取装置は、視認その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。（保安基準第11条第2項関係、細目告示第169条第2項関係）</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及びその形状が専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の形状に類する自動車について、UN R12-04-S5 の 5. 1. 及び 5. 3. の規定は適用しないものとする。(保安基準第 11 条第 2 項関係、細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係)</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの</p> <p>② ①の自動車の形状に類する自動車</p> <p>③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 1. 5t 以上のもの</p> <p>④ ③の自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤ 二輪自動車</p> <p>⑥ 側車付二輪自動車</p> <p>⑦ 大型特殊自動車</p> <p>⑧ 被牽引自動車</p> <p>(4) 次に掲げるかじ取装置は、(3) の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテルの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 91 条第 2 項関係)</p> <div style="text-align: center;">  <p>【表示】</p> </div> <p>① 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたかじ取装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するものであって、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの</p> <p>④ 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により (1) の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置</p> <p>(5) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置は、(3) の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げるものであればよい。(細目告示第 91 条第 3 項関係)</p> <p>① かじ取装置に係る次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">ア かじ取装置に係る運転者の座席の前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 750mm 以上であるもの。</p> <p style="margin-left: 2em;">この場合において、当該座席が前後に調整できる場合は、中間位置とする。</p>	<p>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの</p> <p>② ①の自動車の形状に類する自動車</p> <p>③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 1. 5t 以上のもの</p> <p>④ ③の自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤ 二輪自動車</p> <p>⑥ 側車付二輪自動車</p> <p>⑦ 大型特殊自動車</p> <p>⑧ 被牽引自動車</p> <p>(3) かじ取装置の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテルの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 169 条第 2 項関係)</p> <div style="text-align: center;">  <p>【表示】</p> </div>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

(参考図)



イ かじ取ハンドルの表面のうち、運転者側に面して直径 165mm の球が接触できる部分に曲率半径 2.5mm 未満の凹凸や鋭い突起を有していないこと

- ② UN R94 に適合するかじ取装置
- ③ FMVSS 203 に適合するかじ取装置
- ④ FMVSS 208 に適合するかじ取装置

7-13-2 欠番

7-13-3 欠番

7-13-4 適用関係の整理

- (1) 昭和 48 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、7-13-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 7 条第 1 項関係)
- (2) 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車 (次に掲げるものを除く。) については、7-13-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 7 条第 2 項関係)
 - ① 乗車定員 11 人以上の自動車
 - ② 二輪自動車
 - ③ 側車付二輪自動車
 - ④ 最高速度 50km/h 未満の自動車
 - ⑤ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が 35° を超える構造のかじ取装置を備えた自動車
 - ⑥ 平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車 (平成 19 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものを除く。)
- (3) 次の自動車については、7-13-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 7 条第 3 項関係)
 - ① 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車であって次に掲げるもの
 - ア 最高速度 50km/h 未満の自動車
 - イ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が 35° を超える構造のかじ取装置を備えた自動車
 - ② 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車
 - ア 平成 23 年 3 月 31 日以前に製作された自動車
 - イ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車 (平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)
 - ウ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車であって平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車 (平成 23 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものに限る。)
- (4) 平成 21 年 9 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までに製作さ

8-13-2 欠番

8-13-3 欠番

8-13-4 適用関係の整理

- (1) 昭和 48 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、8-13-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 7 条第 1 項関係)
- (2) 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車 (次に掲げるものを除く。) については、8-13-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 7 条第 2 項関係)
 - ① 乗車定員 11 人以上の自動車
 - ② 二輪自動車
 - ③ 側車付二輪自動車
 - ④ 最高速度 50km/h 未満の自動車
 - ⑤ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が 35° を超える構造のかじ取装置を備えた自動車
 - ⑥ 平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車 (平成 19 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものを除く。)
- (3) 次の自動車については、8-13-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 7 条第 3 項関係)
 - ① 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車であって次に掲げるもの
 - ア 最高速度 50km/h 未満の自動車
 - イ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が 35° を超える構造のかじ取装置を備えた自動車
 - ② 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車
 - ア 平成 23 年 3 月 31 日以前に製作された自動車
 - イ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車 (平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)
 - ウ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車であって平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車 (平成 23 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものに限る。)
- (4) 平成 21 年 9 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までに製作さ

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>れた自動車（(3)において7-13-7の規定が適用される自動車を除く。）については、7-13-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第4項関係）</p> <p>(5) 次の自動車については、7-13-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第5項、第6項関係）</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成25年6月23日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</p> <p>② 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成26年6月23日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</p> <p>(6) 次の自動車については、7-13-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第7項、第8項関係）</p> <p>① 令和元年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量12tを超えるもの及び被牽引自動車（平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</p> <p>② 平成30年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5tを超えるもの及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量12t以下のもの（平成28年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(7) 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、7-13-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第9項関係）</p> <p>(8) 次の自動車については、7-13-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第10項関係）</p> <p>① 令和元年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和2年3月31日）以前に製作された自動車</p> <p>② 令和元年10月1日から令和3年3月31日まで（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）に製作された自動車（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和元年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和2年3月31日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 令和元年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和2年4月1日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置</p>	<p>れた自動車（(3)において7-13-7の規定が適用される自動車を除く。）については、8-13-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第4項関係）</p> <p>(5) 次の自動車については、8-13-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第5項、第6項関係）</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成25年6月23日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</p> <p>② 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成26年6月23日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</p> <p>(6) 次の自動車については、8-13-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第7項、第8項関係）</p> <p>① 令和元年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量12tを超えるもの及び被牽引自動車（平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</p> <p>② 平成30年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5tを超えるもの及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量12t以下のもの（平成28年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(7) 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、8-13-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第9項関係）</p> <p>(8) 次の自動車については、8-13-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第10項関係）</p> <p>① 令和元年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和2年3月31日）以前に製作された自動車</p> <p>② 令和元年10月1日から令和3年3月31日まで（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）に製作された自動車（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和元年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和2年3月31日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 令和元年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和2年4月1日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和元年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車とかじ取装置の性能が同一のもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 令和元年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日）以降に製作された自動車（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限る。）であって、次に掲げるもの。</p> <p>ア 令和元年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 令和元年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和元年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車とかじ取装置（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。）の性能が同一のもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年3月31日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和5年3月31日）以前のもの</p> <p>⑤ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和3年3月31日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和5年3月31日）以前のもの</p> <p>(9) 次の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、7-13-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第11項関係）</p> <p>① 令和3年3月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和3年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 令和3年4月1日以降の型式指定自動車、新型</p>	<p>に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和元年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車とかじ取装置の性能が同一のもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 令和元年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日）以降に製作された自動車（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限る。）であって、次に掲げるもの。</p> <p>ア 令和元年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 令和元年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和元年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車とかじ取装置（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。）の性能が同一のもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年3月31日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和5年3月31日）以前のもの</p> <p>⑤ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和3年3月31日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和5年3月31日）以前のもの</p> <p>(9) 次の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、8-13-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第11項関係）</p> <p>① 令和3年3月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和3年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 令和3年4月1日以降の型式指定自動車、新型</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和3年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車とかじ取装置（電波障害防止装置を有しないものを除く。）の性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 令和3年4月1日以降に製作された自動車（令和3年4月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車にあつては、令和3年3月31日以前の型式指定自動車とかじ取装置（電波障害防止装置を有しないものに限る。）の性能が同一のもの）</p> <p>④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和5年3月31日以前のもの</p> <p>⑤ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和5年3月31日以前のもの</p> <p>7-13-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和48年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条第1項関係）</p> <p>7-13-5-1 性能要件</p> <p>(1) 四輪以上の自動車は、かじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横滑り量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。</p> <p>(2) 自動車のかじ取装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① かじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものであること。</p> <p>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>ア ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取リンクに損傷があるもの</p> <p>イ 前号各部の取付部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるもの</p> <p>ウ かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの</p> <p>エ 給油を必要とする箇所に必要な給油がなされていないもの</p> <p>オ かじ取フォークに損傷があるもの</p> <p>カ ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの</p> <p>キ かじ取装置のダスト・ブーツに損傷があるもの</p> <p>ク パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの</p> <p>ケ パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み又は損傷があるもの</p> <p>コ 溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行った部品を使用しているもの</p>	<p>届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、令和3年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車とかじ取装置（電波障害防止装置を有しないものを除く。）の性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 令和3年4月1日以降に製作された自動車（令和3年4月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車にあつては、令和3年3月31日以前の型式指定自動車とかじ取装置（電波障害防止装置を有しないものに限る。）の性能が同一のもの）</p> <p>④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和5年3月31日以前のもの</p> <p>⑤ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和5年3月31日以前のもの</p> <p>8-13-5 従前規定の適用①</p> <p>7-13-5の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>② かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。 この場合において、パワ・ステアリングを装着していない自動車（最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）であって、かじ取車輪の輪荷重の総和が 4,700kg 以上であるものは、「容易に、且つ、確実に操作できるもの」とされないものとする。</p> <p>③ かじ取装置は、かじ取時に車枠、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。</p> <p>④ かじ取ハンドルの回転角度とかじ取車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相違がないこと。</p> <p>⑤ かじ取ハンドルの操だ力は、左右について著しい相違がないこと。</p> <p>7-13-6 従前規定の適用② 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車（次に掲げるものを除く。）については、7-13-6-1 の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 2 項関係）</p> <p>① 乗車定員 11 人以上の自動車 ② 二輪自動車 ③ 側車付二輪自動車 ④ 最高速度 50km/h 未満の自動車 ⑤ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が 35° を超える構造のかじ取装置を備えた自動車 ⑥ 平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 19 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものを除く。）</p> <p>7-13-6-1 性能要件 7-13-6-1-1 テスタ等による審査 7-13-1-1 に同じ。 7-13-6-1-2 視認による審査 7-13-1-2 に同じ。 7-13-6-1-3 書面等による審査 (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車及び最高速度 50km/h 未満の自動車を除く。）のかじ取装置は、当該自動車が衝突等において衝撃を受けた場合において運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 17 年 12 月 21 日付け国土交通省告示第 1437 号による改正前の細目告示別添 6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>7-13-7 従前規定の適用③ 次の自動車については、7-13-7-1 の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 3 項関係）</p> <p>① 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるもの ア 最高速度 50km/h 未満の自動車</p>	<p>8-13-6 従前規定の適用② 7-13-6 の規定を適用する。</p> <p>8-13-7 従前規定の適用③ 7-13-7 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>イ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が 35° を超える構造のかじ取装置を備えた自動車</p> <p>② 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>ア 平成 23 年 3 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>イ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車（平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>ウ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 23 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものに限る。）</p> <p>7-13-7-1 性能要件</p> <p>7-13-7-1-1 テスタ等による審査 7-13-1-1 に同じ。</p> <p>7-13-7-1-2 視認等による審査 7-13-1-2 に同じ。</p> <p>7-13-7-1-3 書面等による審査 なし。</p> <p>7-13-8 従前規定の適用④ 平成 21 年 9 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までに製作された自動車（7-13-4（3）において 7-13-7 の規定が適用される自動車を除く。）については、7-13-1-3（1）の規定にかかわらず、平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」に適合するものであればよい。 この場合において、細目告示別添 6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」3.1.2.の規定中「協定規則第 94 号改訂版の補足第 3 改訂版規則 5.2.2.の規定」を「平成 19 年 1 月 30 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」3.2.2.の規定」と、同別添 3.2.1.の規定中「協定規則第 94 号改訂版の補足第 3 改訂版 5.2.1.4.及び 5.2.1.5.の規定」を「平成 19 年 1 月 30 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」3.2.1.4.及び 3.2.1.5.の規定」と読み替えるものとする。（適用関係告示第 7 条第 4 項関係）</p> <p>7-13-9 従前規定の適用⑤ 次の自動車については、7-13-9-1 の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 5 項、第 6 項関係）</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成 25 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</p> <p>② 平成 28 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</p> <p>7-13-9-1 性能要件</p> <p>7-13-9-1-1 テスタ等による審査 7-13-1-1 に同じ。</p> <p>7-13-9-1-2 視認等による審査 7-13-1-2 に同じ。</p> <p>7-13-9-1-3 書面等による審査 (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）のかじ取装置は、当該</p>	<p>8-13-8 従前規定の適用④ 7-13-8 の規定を適用する。</p> <p>8-13-9 従前規定の適用⑤ 7-13-9 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11人以上のもの</p> <p>② ①の自動車の形状に類する自動車</p> <p>③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 1.5t 以上のもの</p> <p>④ ③の自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤ 二輪自動車</p> <p>⑥ 側車付二輪自動車</p> <p>⑦ 大型特殊自動車</p> <p>⑧ 被牽引自動車</p> <p>(2) 次に掲げるかじ取装置は、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたかじ取装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するものであって、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの</p> <p>④ UN R12 に適合するかじ取装置</p> <p>⑤ 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により (1) の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置</p> <p>(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置については、7-13-1-3 (5) の規定を適用する。</p> <p>7-13-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次の自動車については、7-13-10-1 の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第7項、第8項関係)</p> <p>① 令和元年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 12t を超えるもの及び被牽引自動車(平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)</p> <p>② 平成30年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 5t を超えるもの及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 12t 以下のもの(平成28年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)</p>	<p>8-13-10 従前規定の適用⑥</p> <p>7-13-10 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-13-10-1 性能要件</p> <p>7-13-10-1-1 テスタ等による審査 7-13-1-1 に同じ。</p> <p>7-13-10-1-2 視認等による審査 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>ア ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取リンクに損傷があるもの</p> <p>イ アの各部の取付部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるもの</p> <p>ウ かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの</p> <p>エ 給油を必要とする箇所に必要な給油がなされていないもの</p> <p>オ かじ取フォークに損傷があるもの</p> <p>カ ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの</p> <p>キ かじ取装置のダスト・ブーツに損傷があるもの</p> <p>ク パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの</p> <p>ケ パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み又は損傷があるもの</p> <p>コ 溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行った部品を使用しているもの</p> <p>② かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。 この場合において、パワ・ステアリングを装着していない自動車（最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）であって、かじ取車輪の輪荷重の総和が4,700kg以上であるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>③ かじ取装置は、かじ取時に車わく、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。</p> <p>④ かじ取ハンドルの回転角度とかじ取車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相異がないこと。</p> <p>⑤ かじ取ハンドルの操だ力は、左右について著しい相異がないこと。</p> <p>7-13-10-1-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）のかじ取装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R12-04-S1 の 5. (5.5.を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及びその形状が専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の形状に類する自動車について、UN R12-04-S1 の 5. 1. 及び 5. 3. の規定は適用しないものとする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>② ①の自動車の形状に類する自動車</p> <p>③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量1.5t以上のもの</p> <p>④ ③の自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤ 二輪自動車</p> <p>⑥ 側車付二輪自動車</p> <p>⑦ 大型特殊自動車</p> <p>⑧ 被牽引自動車</p> <p>(2) 次に掲げるかじ取装置は、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたかじ取装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するものであって、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの</p> <p>④ 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により(1)の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置</p> <p>(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置については、7-13-1-3(5)の規定を適用する。</p> <p>【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】</p> <p>7-13-11 従前規定の適用⑦</p> <p>平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第9項関係)</p> <p>7-13-11-1 性能要件</p> <p>7-13-11-1-1 テスタ等による審査</p> <p>7-13-12-1に同じ。</p> <p>7-13-11-1-2 視認等による審査</p> <p>7-13-1-2に同じ。</p> <p>7-13-11-1-3 書面等による審査</p> <p>(1) 7-13-12-3(1)に同じ。</p> <p>(2) 7-13-1-3(2)に同じ。</p> <p>(3) 7-13-1-3(3)に同じ。</p> <p>(4) 次に掲げるかじ取装置は、(3)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 7-13-1-3(4)①に同じ。</p> <p>② 7-13-1-3(4)②に同じ。</p> <p>③ 7-13-1-3(4)③に同じ。</p> <p>④ 7-13-1-3(4)④に同じ。</p> <p>(5) 7-13-1-3(5)に同じ。</p> <p>7-13-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次の自動車については、次の規定に適合するものであれば</p>	<p>【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】</p> <p>8-13-11 従前規定の適用⑦</p> <p>平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第9項関係)</p> <p>8-13-11-1 性能要件</p> <p>8-13-11-1-1 テスタ等による審査</p> <p>8-13-1-1に同じ。</p> <p>8-13-11-1-2 視認等による審査</p> <p>(1) 8-13-1-2(1)に同じ。</p> <p>(2) 8-13-1-2(2)に同じ。</p> <p>(3) かじ取装置の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。</p> <p>8-13-12 従前規定の適用⑧</p> <p>7-13-12の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>よい。(適用関係告示第7条第10項関係)</p> <p>① 令和元年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日)以前に製作された自動車</p> <p>② 令和元年10月1日から令和3年3月31日まで(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和元年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 令和元年10月1日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和元年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車とかじ取装置(自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。)の性能が同一のもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 令和元年10月1日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日)以降に製作された自動車であって、令和元年10月1日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日)以降の型式指定自動車にあっては令和元年9月30日(赤色の光学警報装置を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日)以前の型式指定自動車とかじ取装置(自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限る。)の性能が同一のもの</p> <p>④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和3年3月31日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和5年3月31日)以前のもの</p> <p>⑤ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和3年3月31日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和5年3月31日)以前のもの</p> <p>7-13-12-1 性能要件</p> <p>7-13-12-1-1 テスタ等による審査</p> <p>四輪以上の自動車(諸元表等により審査した際に、UN R79-01-S5の5.(5.1.6.1.を除く。)及び6.に適合することが明らかなものを除く。)のかじ取装置は、かじ取車輪の横滑り量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横滑り量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。</p> <p>7-13-12-1-2 視認等による審査 7-13-1-2 に同じ。</p> <p>7-13-12-1-3 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-01-S5 の 5.（5.1.6.1.を除く。）及び 6. に適合するものでなければならぬ。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-01-S5 の 5.（5.1.6.1.を除く。）及び 6. に適合するものとみなす。 ① 7-13-1-3 (1) ①に同じ。 ② 7-13-1-3 (1) ②に同じ。 ③ 7-13-1-3 (1) ③に同じ。 (2) 7-13-1-3 (2) に同じ。 (3) 7-13-1-3 (3) に同じ。 (4) 7-13-1-3 (4) に同じ。 (5) 7-13-1-3 (5) に同じ。</p> <p>7-13-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条第11項関係） ① 令和3年3月31日以前に製作された自動車 ② 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和3年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ 令和3年4月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和3年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車とかじ取装置（電波障害防止装置を有しないものを除く。）の性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 令和3年4月1日以降に製作された自動車（令和3年4月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車にあっては、令和3年3月31日以前の型式指定自動車とかじ取装置（電波障害防止装置を有しないものに限る。）の性能が同一のもの） ④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和5年3月31日以前のもの ⑤ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準</p>	<p>8-13-13 従前規定の適用⑩ 7-13-13 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>適用年月日が令和5年3月31日以前のもの</p> <p>7-13-13-1 性能要件</p> <p>7-13-13-1-1 テスタ等による審査</p> <p>四輪以上の自動車（諸元表等により審査した際に、UN R79-02の5.及び6.に適合することが明らかなものを除く。）のかじ取装置は、かじ取車輪の横滑り量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横滑り量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。</p> <p>ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。</p> <p>7-13-13-1-2 視認等による審査</p> <p>7-13-1-2に同じ。</p> <p>7-13-13-1-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-02の5.及び6.に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、UN R79-02に定める自動命令型操舵機能（2.3.4.1.1.及び2.3.4.1.2.を除く。）については、5.6.の規定は適用しない。</p> <p>この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-02の5.及び6.に適合するものとみなす。（細目告示第13条第2項関係、細目告示第91条第2項関係）</p> <p>① 7-13-1-3 (1) ①に同じ。</p> <p>② 7-13-1-3 (1) ②に同じ。</p> <p>③ 7-13-1-3 (1) ③に同じ。</p> <p>(2) 7-13-1-3 (2) に同じ。</p> <p>(3) 7-13-1-3 (3) に同じ。</p> <p>(4) 7-13-1-3 (4) に同じ。</p> <p>(5) 7-13-1-3 (5) に同じ。</p>	